

令和８年度 児童養護施設職員等資質向上支援事業業務委託に係る仕様書

1 業務委託名

令和８年度 児童養護施設職員等資質向上支援事業業務委託

2 委託契約期間

契約締結の日から令和９年３月末日まで

3 業務委託の目的

児童養護施設等において、子どもたちへの専門的ケアのさらなる向上を目指し、虐待や暴力防止等の意識啓発、資質向上を目的として、職員向けのワークショップやスーパーヴァイズ研修等を実施するための業務を委託する。また、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施することにより、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え人材確保と育成を図ることを目指した研修を実施する。その他、児童養護施設が抱える問題に対応した研修を実施する。

4 委託業務内容

- (1) 派遣型研修・参加型研修等の企画立案に関すること
- (2) 派遣型研修・参加型研修等の実施・運営に関すること
- (3) アンケートの実施・集計及び分析・実績報告書の作成及び納入

5 事業実施計画

(1) 派遣型研修

各施設における講師派遣による研修として以下のア、イいずれかの研修について各施設の希望に沿って１回実施する。

ア 児童養護施設等の職員に対するワークショップ

- ・回数：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び乳児院において、本ワークショップを選択した施設に対し各１回実施する。
- ・場 所：各施設
- ・対 象：施設職員、指導員
- ・参加費；無料
- ・その他：日程及びワークショップの内容に関する調整は、受託事業者が各施設に直接連絡して行うこと。

イ スーパーヴァイズ（SV）研修

- ・回数：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び乳児院において、本研修を選択した施設に対し各1回（1回あたり2時間）
- ・対象：施設職員等
- ・場所：各施設
- ・参加費：無料
- ・その他：日程及び研修の内容に関する調整は、受託事業者が各施設に直接連絡して行うこと

(2) 参加型研修 全施設合同参加

研修内容については「令和8年4月17日付けこ支家第243号「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について」（別紙1）「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」（以下要綱とする。）

4.（3）「高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修」に基づき各施設職員の参加型研修として以下のとおり実施すること。

ア 高機能及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修。

- ・回数：1回（4日間）
- ・対象：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院に勤務する施設指導員等（50名～100名規模）
- ・場所：参加人数に応じて支障なく実施できる場所を選定すること。
- ・参加費：無料とする
- ・その他：研修科目毎の時間は内容に応じて60分～90分の範囲で設定すること

6 費用の積算

以下の内容で積算すること。

- (1) 直接人件費（人件費）
- (2) 直接経費（旅費、報償費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、役務費、その他）
- (3) 再委託費
- (4) 一般管理費（上記(1)及び(2)の合計額から(3)を除いた10%以内）
- (5) 消費税

7 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ件が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

氏名停止措置を受けているもの、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による件の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○簡易な業務

- ・ 資料の招集、整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計
- ・ その他県が特に認めるもの

8 その他

(1) その他、仕様書に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

(2) 本事業を実施するに当たり、責任者を置くこととし、その者はすべての調整に応じるものとする。